

令和6年7月8日

参加表明書に関する質問内容および回答内容

美郷町

令和6年7月8日付けで提出のあった質問について、下記のとおり回答します

公告日：令和6年7月3日	
業務名：美郷町商業活性化賑わい創出事業（地場産業活性化拠点施設整備） 基本設計業務	
質問	回答
一級建築士事務所登録を有する個人事業主が、単独もしくは連合体に属して参加することは可能か。	可能です。 ただし、共同企業体の構成員の数は2者とします。
管理技術者等を兼ねる場合、1名が兼ねる数に上限はあるか。	上限はありません。